

徳島市などが進める新町西地区再開発事業の是非を問う住民投票の実施を求め「新町西再開発<音芸ホール>住民投票の会」が提出した署名について、市選管は20日午前の定例委員会で、有効4万1466人分、無効4957人分と決定した。署名簿の縦覧を21～27日に市役所で行い、異議の申し出を受け付ける。

市選管によると、7日に提出された署名総数は4万6423人分。このうち、審査で有効とした署名は89・3%だった。住民投票条例制定の直接請求に必要な有権者の50分の1（4237人）の9・8倍となった。

無効としたのは10・7%。理由は、重複署名2086人分、選挙人名簿に登録のない者の署名1407人分、自署でない署名541人分、署名簿としての要件を欠く署名388人分などだった。

縦覧期間中に有効、無効の判断への異議申し出ができる。申し出については市選管が14日以内に審査する。市選管は6月2日までに最終的な有効署名数を確定したい考えだ。

確定後、住民投票の会が条例制定を本請求し、市長は市議会に条例案を提案する。市議会は、6月定例会に提案があった場合、同26日に採決する方針を固めている。

住民投票の会の太田周造代表委員は「5千人分近くが無効とされたのは残念だが、懸命に動いて集めた署名。何としても住民投票を実現させたい」と話した。